

## 報告第 1 号

### 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

#### 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番 号	発 生 局 名	専決処分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額	事 件 の 概 要
1	総務局	22.12. 9	円 43,995	平成22年11月16日、麻生区片平2丁目24番先交差点で、本市普通乗用車が、一時停止していた被害者所有の小型乗用車の左側を通り抜けようとした際、当該小型乗用車に接触し、破損させたもの
2	環境局	22.11. 5	円 18,228	平成22年3月17日、高津区下作延7丁目18番8号先路上で、本市職員が作業を終え、本市中型ごみ収集車に乗車し、ドアを閉めようとした際、当該ドアが、後方から走行してきた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
3	環境局	22.11.15	円 625,285	平成22年7月14日、中原区井田3丁目33番23号マンション構内で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の建物の扉に接触し、破損させたもの
4	環境局	22.12. 1	円 58,758	平成22年10月1日、多摩区東三田3丁目10番1号マンション構内で、本市中型ごみ収集車が、作業を終え、方向転換しようとした際、被害者所有の車止めに接触し、破損させたもの

5	環境局	22. 12. 12	円 89,040	平成22年9月8日、被害者宅先路上で、本市小型空き瓶収集車が、駐車中の車両を避けようと右に寄った際、被害者所有の車庫のシャッターボックスに接触し、破損させたもの
6	環境局	22. 12. 20	円 1,228,395	平成22年8月10日、川崎区浜町3丁目2番14号マンション駐車場の出入口で、本市大型浄化槽車が、作業を終え、道路に出ようと前進した際、被害者所有の当該駐車場用のターンテーブルの上を通過したため、当該ターンテーブルを破損させたもの
7	健康福祉局	22. 11. 26	円 182,172	平成22年10月1日、幸区幸町3丁目547番地1先路上で、本市軽乗用車が、右側に車線変更しようとした際、後方から走行してきた被害者運転の小型乗用車に接触し、破損させたもの
8	環境局	22. 7. 22	円 227,606	平成22年1月13日、王禅寺処理センターの煙突上部の踊り場にある排水口が詰まっていたため、当該踊り場にたまったさびを含んだ雨水が、強風により当該処理センターの周辺に飛散し、被害者所有の次の物件を汚損させたもの
9	環境局	22. 11. 15	円 208,750	小型乗用車及び軽乗用車（被害者（ア）） 普通乗用車（*****）
10	環境局	22. 12. 7	円 46,357	小型乗用車（*****） 建物の外壁等（被害者（イ）、（ウ）及び（エ））
11	環境局	22. 12. 8	円 125,600	建物の外壁等及び小型乗用車（被害者（オ）） 普通乗用車（被害者（カ）） 建物の外壁等及び小型乗用車（被害者（キ）） 建物の外壁等及び普通乗用車（被害者（ク）） 建物の外壁等及び小型乗用車（被害者（ケ）） 建物の外壁等及び普通乗用車（被害者（コ）） 建物の外壁等（被害者（サ）） 建物の外壁等及び普通乗用車（被害者（シ）） 建物の外壁等（被害者（ス）） 普通乗用車（被害者（セ）） 建物の外壁等（*****）
12	環境局	22. 12. 20	円 175,372	

13	環境局	22. 12. 20	円 157,699	
14	環境局	22. 12. 22	円 181,941	
15	環境局	22. 12. 24	円 371,234	
16	環境局	22. 12. 27	円 151,778	
17	環境局	23. 1. 6	円 363,442	
18	環境局	23. 1. 14	円 53,575	
19	環境局	23. 1. 14	円 826,302	
20	環境局	23. 1. 14	円 63,572	
21	環境局	23. 1. 14	円 672,000	
22	環境局	23. 1. 17	円 705,259	
23	建設緑政局	22. 12. 13	円 177,280	平成20年7月21日、等々力緑地内で、被害者が、健康遊具の鉄棒につかまり逆上がりをしようとしたところ、当該鉄棒の固定金具が緩んでいたため、当該鉄棒から手が離れて地面に落下し、負傷したもの
24	建設緑政局	22. 12. 22	円 22,212	平成22年7月17日、多摩区登戸2789番地先路上で、被害者運転の自転車が走行中、舗装の破損箇所に落輪して転倒し、当該自転車が破損したもの

25	川崎区 役所	23. 1. 7	円 120,750	平成22年9月17日、大島第4公園内で、本市職員が樹木の伐採作業中、当該樹木が倒れ、隣接する被害者所有の建物の屋根等に当たり、破損させたもの
26	麻生区 役所	23. 1. 7	円 21,735	平成22年9月24日、麻生区千代ヶ丘8丁目10番先道路敷で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、駐車していた被害者所有の小型乗用車に当たり、破損させたもの
27	教育委 員会	22. 12. 22	円 31,897,321	平成19年6月27日、市立学校の校庭で、野球部顧問の教諭のノックしたボールが、サッカー一部の練習中の被害者に当たり、負傷させたもの